

広島県後期高齢者医療広域連合職員の人事異動に関する規程

平成19年7月6日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の人事異動（以下「異動」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(異動の種類)

第2条 異動の種類は、別表異動の種類欄に掲げるとおりとする。

(辞令書)

第3条 任命権者は、職員について異動を行う場合においては、別記様式第1号のとおり辞令書を作成し、当該職員に交付しなければならない。

2 辞令書は、異動の種類に応じ、別表異動用語欄に掲げる異動用語を用いなければならない。

(人事異動連記通知書)

第4条 組織又は職の名称の変更等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第2号による人事異動連記通知書をもって職員ごとに作成すべき辞令書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示をもって当該職員に対する辞令書の交付に代えるものとする。

(補則)

第5条 任命権者は、職員の異動の取扱いに関して、この規程により難い事情があるときは、広域連合長の承認を得て別の取扱いをすることができる。

附 則

この訓令は、平成19年7月6日から施行する。

附 則（平成26年11月6日訓令第1号）

この訓令は、平成26年11月6日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

異動の種類		異動用語
種類	意味	
採用	現に職員の職についていない者を新たに職員に任命する場合をいう。	〇〇に採用する
	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用する場合をいう。	〇〇に採用する（〇〇による）（任期は〇〇までとする）
併任	他の任命権者に属する職員をその職にあるままで当該機関の職員に任命する場合をいう。	〇〇に併任する
兼職	一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の職につける場合をいう。 1 組織上の地位が本職と同位の欠員の職を兼職させる場合 2 組織上の地位が本職より下位の欠員の職を兼職させる場合	〇〇を兼職させる
事務代行	一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の職の事務を代行させる場合をいう。 1 組織上の地位が本職と同位にある職の事務を代行させる場合（代行される職にある職員に事故のある場合） 2 組織上の地位が本職より上位にある職の事務を代行させる場合 3 組織上の地位が本職より下位にある職の事務を代行させる場合（代行される職	〇〇の事務を代行させる

	にある職員に事故のある場合)	
事務従事	一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の特定の事務に従事させる場合をいう。	〇〇の事務に従事させる
配置換え	職員に勤務場所の変更その他その職務の担当の変更を命ずる場合をいう。	〇〇に配置換えする
名称変更	法令その他の規定の改廃により、その職員の占めている職の名称又はその職員の属している組織の名称を変更する場合をいう。	〇〇は〇〇に名称変更する（〇〇（根拠法令等の名称）の施行による）
昇任	上位の職につける場合をいう。	〇〇に昇任させる
降任	下位の職につける場合をいう。	〇〇に降任させる
戒告	地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２９条第１項の規定による懲戒処分として戒告する場合をいう。	戒告する
停職	法第２９条第１項の規定による懲戒処分として停職にする場合をいう。	停職にする（期間は〇〇までとする）
任期更新	育児休業法第６条第３項又は第１８条第３項の規定によって任期を更新する場合をいう。	任期を更新する（任期は〇〇までとする）
臨時的任用	法第２２条第２項前段又は育児休業法第６条第１項第２号の規定によって臨時的任用をする場合をいう。	〇〇に臨時的任用をする（期間は〇〇までとする）
臨時的任用更新	法第２２条第２項後段の規定によって臨時的任用を更新する場合をいう。	〇〇の臨時的任用を更新する（期間は〇〇までとする）
休職	法第２８条第２項の規定により休職にする場合をいう。	休職にする（期間は〇〇までとする）

育児休業承認	育児休業法第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。	育児休業を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
育児休業期間延長	育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第3項の規定により育児休業の期間を延長する場合をいう。	育児休業の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
育児短時間勤務承認	育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務を承認する場合をいう。	育児短時間勤務を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
育児短時間勤務期間延長	育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間を延長する場合をいう。	育児短時間勤務の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
職務復帰	育児休業法第2条第3項の規定により育児休業の承認を受けた職員を職務に復帰させる場合又は当該職員が職務に復帰した場合をいう。	職務に復帰させる 職務に復帰した
育児短時間勤務終了	育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の育児短時間勤務の期間が満了した場合又は当該職員の育児短時間勤務を期間満了前に終了させる場合をいう。	育児短時間勤務を終了した 育児短時間勤務を終了させる
復職	法第28条第2項の規定により休職している職員を復職させる場合をいう。	復職させる
兼職解除	兼職中の職員の兼ねている職を解除する場合をいう。	〇〇の兼職を解除する
併任解除	併任中の職員の併任している職を解除する場合をいう。	〇〇の併任を解除する
事務代行解除	事務代行中の職員の事務代行している職を解除する場合をいう。	〇〇の事務代行を解除する

育児休業承認取消し	育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合をいう。	育児休業の承認を取り消す
育児短時間勤務承認取消し	育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合をいう。	育児短時間勤務の承認を取り消す
派遣期間延長	派遣職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間を延長する場合をいう。	派遣の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
辞職	職員の意に基づいて職を退かせる場合をいう。	辞職を承認する
退職	死亡又は派遣職員の派遣期間の終了により職を退く場合をいう。	退職した（理由は〇〇による）
免職	法第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合をいう。	免職する
懲戒免職	法第29条第1項の規定による懲戒処分として免職する場合をいう。	懲戒免職する
失職	法第28条第4項の規定又はその他の法令の規定により当然に職を失う場合をいう。	失職した（理由は〇〇該当による）

別記様式第 1 号（第 3 条関係

辞 令 書

(No.

(氏名	
(辞令内容)	
年 月 日	
任命権者	印

別記様式第2号（第4条関係）

人事異動連記通知書

次のとおり発令する

年 月 日

任命権者

[illegible]